

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：独立行政法人建築研究所)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(社)新都市ハウジング協会 東京都港区虎ノ門1-16-17	都市型集合住宅における設備・配管等の更新のための計画的配慮に関する調査・検討業務	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年11月17日	4,000,000	随意契約	本業務は、「既存建築ストックの再生・活用手法に関する研究」の一環として実施する調査・検討であり、集合住宅の設備、配管を中心とした更新対策について既存建築物の実態データの把握を行うとともに、更新対策推進のための方策について、調査、検討し、必要なデータ整理を行うものである。本業務の遂行にあたっては、都市型集合住宅の事例、設計・計画の現状に関する十分な知識・情報、調査研究の蓄積とともに、海外での建築設計・建設の実務に携わり、建築関連規定にも詳しく、都市型集合住宅の図面データ等も数多く保有している関係主体との情報ネットワークを有することが必要不可欠である。社団法人新都市ハウジング協会は、国土交通省住宅局所管の認可法人として設立された団体であり、「安全で快適な都市居住環境の形成と地球環境の保全に対応した新しい都市型集合住宅を実現するための技術に関する調査研究、指導及び普及等の事業を行うことにより、都市の持つ利便性、快適性等の都市の魅力を享受できる都市居住の推進を図ること」を目的として設立され、都市型集合住宅に関する技術の調査研究、指導及び普及並びに審査、都市型集合住宅に関する情報の収集及び提供、都市型集合住宅に関する内外各国の関係団体等に対する協力、要望及び提供等を事業内容とする公益法人である。当法人は、建築研究所発注の「長期耐用型集合住宅の供給・建設・改修技術の開発に関する検討業務」を実施し、スケルトン・インフィル住宅(SI住宅)に関連する事例、ハード・ソフト両面の技術開発動向に関する調査、データ整理を行うなど、都市型集合住宅の事例、設計・計画の現状に関する十分な知識・情報、調査研究の蓄積を有している。また、国土交通省国土技術政策総合研究所発注の「アーバンスケルトン方式による都市再生技術に関する研究」において、米国・ニューヨーク市の建築許可制度に関する調査を行う等、海外の建築関連規定や都市型集合住宅の調査実績を数多く有しているとともに、広範な情報ネットワークを有している。本業務の実施にあたっては、都市型集合住宅の事例、設計・計画の現状に関する十分な知識・情報、調査研究の蓄積とともに、海外での建築設計・建設の実務に携わり、建築関連規定にも詳しく、都市型集合住宅の図面データ等も数多く保有している関係主体との情報ネットワークを有し、都市型集合住宅の設計、設備・配管等の更新に関して詳細に調査、検討できることが必要であり、社団法人新都市ハウジング協会はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
2	(社)日本建築構造技術者協会 東京都千代田区三番町24	鋼材ダンパーで耐震補強された建物の試設計の実施と研究資料の収集業務	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月15日	2,999,850	随意契約	本業務では、既存建築物の耐震補強として鋼材ダンパーを用いる工法について、エネルギー法による応答予測がどの程度の精度で可能であるかを調べるためのモデル建物の設計とその建物に対する補強設計の実施と最新の研究資料の収集・整理を委託するものである。本業務の遂行にあたっては、ダンパー系を用いた建築物の実例の収集資料が必要であり、それらに基づいて、耐震補強として鋼材ダンパーを用いている事例を抽出し、その構造詳細を調べるため、それらの補強事例の情報を蓄積・保有している必要がある。また、ここで対象としているモデル建物は最終的にエネルギー法を適用するため、通常の構造設計の知識以外に、エネルギー法の計算詳細に熟知していることが不可欠である。社団法人日本建築構造技術者協会は建築構造の設計、工事監理等に関する調査研究等を目的として設立された公益法人であり、2005年に応答制御部会で制振ダンパー等を用いた建物の設計事例の収集、分析を実施している。その収集データの中には、本業務で必要とされる耐震補強として鋼材ダンパーを用いた事例があるため、これらのデータを用いることは、本業務を効率的に推進する上で必要不可欠である。また、エネルギー法に関しては、これまで、エネルギー法の計算を用いた設計例については、主に日本建築構造技術者協会の会員が作成しており、その理論的な部分や詳細な設計方法については、十分な知識を有している。このように、本業務を推進するためには、制振建物の構造設計、エネルギー法の詳細な計算方法、鋼材ダンパーの設計およびダンパーによる耐震補強建物に関する詳細な情報、高度な知識・設計技術を有していることが必要不可欠であり、社団法人日本建築構造技術者協会は、これらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		

<p>3</p>	<p>(社)日本建築構造技術者協会 東京都千代田区三番町2-4</p>	<p>建築構造物の地震後の機能回復性評価のための調査・検討業務</p>	<p>独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地</p>	<p>平成19年1月15日</p>	<p>3,999,850</p>	<p>随意契約</p>	<p>本業務では、地震直後の機能回復の程度を評価する尺度としての「機能回復性」に着目した性能評価の枠組の実務的観点からの検討、試設計による技術的な検討および修復期間・費用に関する情報収集を通して、建築構造物の地震後の機能維持/早期回復を目指した構造システムに関する知見の収集・整理を行い、現状、建築構造物の地震後の機能維持/早期回復を目指した構造システムの構築に不足していると考えられる技術的な項目の整理を行う。本業務においては、建築研究所が提示する「機能回復性評価のための枠組」(参照：機能回復性の評価のためのフロー(建研案))の実務的観点からの妥当性の検討と既往の構造性能評価体系との関係把握および代表的用途の建築物を対象とした「機能回復性評価のための枠組」(実務的検討を踏まえた建研案の修正版)による試設計が重要業務ある。前者の検討業務については、昨年度のフィージビリティスタディーでの調査業務(「構造物の地震後の事業継続性および現行設計法の改良点に関する調査」業務)に基づく事業継続性評価に関する知見を理解していることが必要不可欠である。また後者の試設計業務についても、上記の同調査業務で検討された5つの建物用途(事務所、工場・倉庫、病院、公共建築、集合住宅)の復旧期間に関するデータを保有していること、さらに既存の構造設計計算にない高度な手法を適用する能力が必要不可欠となる。社団法人日本建築構造技術者協会は建築構造の設計、工事監理等に関する調査研究等を目的として設立された公益法人で、平成17年度の上記調査業務(「構造物の地震後の事業継続性および現行設計法の改良点に関する調査」業務)を実施した実績を持つ団体であり、本業務に基づく事業継続性評価に関する枠組および建物用途別の復旧期間に関する知見・データを有している。また高度な設計業務および検討を遂行する能力と十分な体制を有している。以上のように、本業務の実施にあたっては、建築研究所が提示する「機能回復性評価のための枠組」の実務的観点からの検討と「機能回復性評価のための枠組」(実務的検討を踏まえた建研案の修正版)に基づく試設計のための高度な実務的知識、設計・計算能力、検討体制が必要であり、社団法人日本建築構造技術者協会はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	<p>見直の余地あり</p>	<p>公募を実施(20年度契約から)</p>	
<p>4</p>	<p>(社)建築研究振興協会 東京都港区芝5-26-20</p>	<p>カナダ・米国における杭基礎の限界状態設計法に関する技術基準調査</p>	<p>独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地</p>	<p>平成19年1月17日</p>	<p>2,971,500</p>	<p>随意契約</p>	<p>本調査では、LRFD(荷重抵抗係数法、限界状態設計法の一つ)について、カナダ、米国における杭基礎に関する技術基準および根拠となった報告書等について資料収集・技術内容の調査を行うとともに、杭基礎については、地盤、上部構造物(建物など)との力のやりとりがあるので、特に関係する部分を対象に資料収集・技術内容の調査を行うものである。本業務遂行に当たっては、国際技術基準に関する高い調査能力を有すること、国際的な業務に精通するとともに国際技術基準に精通していることが必要である。社団法人建築研究振興協会は、建築・住宅・都市に関する研究の振興とこれらに関する情報の普及を図ることを目的として設立され、建築・住宅・都市に関する調査、研究を事業内容とする公益法人である。当法人は、国際協力事業団(JICA)から委託を受けた日本-ベル-地震防災センター(GISMID)の設立に関わる支援委員会事務局業務、米科学財団(National Science Foundation)と共同で行った「日米共同研究・鉄筋コンクリート実大建物の設計・製作」業務、旧建設省建築研究所他からの「日米共同組構造技術研究委員会」および「日米ハイブリッド委員会」などの事務局業務に実績があり、国際的な業務に精通している。また、技術基準類の調査に関する業務については、旧建設省建築研究所から「日本と米国における鉄筋コンクリート造研究所物の耐震設計基準の比較」、米国における鉄筋コンクリート造建物の耐震性能評価手法に関する調査」などの調査業務の他、国際地震工学会(International Association for Earthquake Engineering, IAEA)の中央事務局(Central Office)業務を委託されており、その一環として世界各国の建物・土木構造物の耐震基準をとりまとめた「Regulations for Seismic Design - A World List」を国際地震工学会(IAEA)4年ごとに編集・出版している。本「A World List」は、地震工学、構造工学を中心とした国際基準関係の資料をとりまとめたものである。これらから、国際技術基準調査業務について多くの実績を有し、国際技術基準調査の調査能力も高い。本業務の実施にあたっては、国際的な業務に精通していること、国際技術基準類の調査能力が高いことが必要であり、社団法人建築研究振興協会はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	<p>見直の余地あり</p>	<p>公募を実施(20年度契約から)</p>	

	5 (社)建築研究振興協会 東京都港区芝5-26-20	平成18年度研究機器試作等業務(単備契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年4月1日	8,520,353	随意契約	<p>本業務は、独立行政法人建築研究所内の施設である研究機器試作工場において、工場内に設置される既存の工作機械を用いて、建築に関する構造、材料、防火、環境等の実験業務等で使用する実験装置、試験体、治具等に関する製作、改良及び修理に関する業務を行うものであるが、JIS規格等でその形状や寸法、材質等が予め定められている一部の試験体製作業務を除き、その多くは試作品であることから、特殊な装置の製作や改良を繰り返すものである。このため派遣技術者には、高度な材料加工技術や既存工作機械に関する高度な操作技術を要するばかりでなく、依頼者である研究者の実験目的や要望を的確に把握し、その製作物に関する設計や技術的なアドバイスを適切に行える能力が要求される。また、その派遣技術者が属する当該派遣元事業者においては、試験業務や実験業務に関する高度な技術と豊富な経験を要し、当研究所と協力して、研究者が意図する実験業務に関する知識や情報を適宜入手し、派遣技術者がその業務を円滑に遂行できるような支援体制を整えられなければならない。社団法人建築研究振興協会は、国、地方公共団体や民間企業等からの委託を受けて、建築に関するあらゆる分野の調査・研究業務を主に行っているが、自らも板橋、八王子、茅ヶ崎の試験所において行われている材料試験やその他の研究業務・調査業務を行っている。なお、当研究所との共同研究、委託研究の実績も豊富であり、当研究所が行っている建築に関する研究業務、実験業務に精通している。さらに、建築に関する様々な実験装置、試験体、治具、工具等に関する製作、改良及び修理について、本件業務の遂行が可能となる高度な技術者を有し、自ら実施しているほか、特定派遣事業を行っている。社団法人建築振興協会は、本件業務を行える高度な技術者を擁し、かつ派遣元事業者において建築研究業務に関する豊富な実績を有し、その派遣技術者に対する適切な支援を行える唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)	
--	-----------------------------	-----------------------	----------------------------------	-----------	-----------	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----------------	--

<p>6 (財)建築環境・省エネルギー機構 東京都千代田区富士見2-14-36</p>	<p>建物の省エネルギー性評価に係る情報の選別・収集業務</p>	<p>独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地</p>	<p>平成18年8月10日</p>	<p>9,103,500</p>	<p>随意契約</p>	<p>本業務は、独立行政法人建築研究所が実施している「建築物におけるより実効的な省エネルギー性能向上技術と既存ストックへの適用手法に関する研究」の一環として、建築に係る各種の省エネルギーの評価手法に関する検討と、それら検討結果をとりまとめて一般の施工者やユーザにわかりやすく説明するためのガイドラインの作成のため、建物外皮の省エネルギー性能、家庭内におけるエネルギー消費パターン、および改修による省エネルギー性能に関するデータの選別・収集、また既存の自立循環型住宅への設計ガイドライン更新情報の選別・収集を実施するものである。本業務の遂行に当たっては1) 現行の住宅省エネルギー基準に則った省エネルギー技術を用いるが、例示仕様としては示されていない技術についても対象とする必要があるため、現行の基準について、各規定の主旨や背景、科学的根拠について熟知していること。2) 効果的な改修を計画するに当たって、現行の省エネルギー基準が典型的な施工方法として想定している断熱工法以外に、同等の断熱性能及び防露性能を確保可能な代替工法に関する情報を有しており、この中から実験対象の改修手法を選択する際に必要な情報を選別する能力を有すること。3) 断熱材や工法に関しては様々な材料や業界が存在するとともに、開口部についても異なる材質のものが存在する。こうした状況を鑑みたとき、業界の利益とは独立して公平な技術情報を作成できる中立性を有することが必要不可欠である。財団法人建築環境・省エネルギー機構は、「住宅その他の建築物における省エネルギーをはじめとした環境負荷低減に関する技術の研究開発、指導及び普及を行うことにより、建築物におけるエネルギーの有効利用その他環境保全の推進を図ること」を目的として設立された公益法人である。当法人は、1) 平成17年度には国土交通省よりの委託業務「公共住宅に係る省エネルギー仕様等検討調査」を受託し、この中で、住宅省エネルギー基準の策定において中心的役割を担うとともに、省エネルギー基準の背景や根拠の記述された公的な唯一の解説書であるところの「省エネルギー住宅の設計基準と指針」(昭和55年)、「新省エネルギー基準による住宅断熱の設計から施工まで」(平成4年)、「住宅の次世代省エネルギー基準と指針」(平成11年)を作成刊行しており、現行の基準について、各規定の主旨や背景、科学的根拠について熟知している。2) 断熱性能・気密性能・次世代省エネルギー基準適合住宅等に関する評定として、省エネルギー基準で規定された標準的な断熱仕様以外の広く用いられることのできる断熱手法の評価と認定を我が国で唯一実施しており、全国各地域において活用される200種類を超える多様な断熱手法に関する詳細な技術資料を保有している。3) 財団法人として特定の知見や事例に偏ることなく、公平中立な立場で評価の実施や改善的な提案を行ってきた実績を有し、住宅・建築の省エネルギー等に関する民間技術の評価・認定を実施している。本業務の実施にあたっては、住宅省エネルギー基準について、各規定の主旨や背景、科学的根拠について熟知しているとともに、断熱工法以外に断熱性能及び防露性能を確保できる代替工法から実験対象の改修手法を選択する際に必要な情報を選別する能力を有しており、また、業界の利益とは独立して公平な情報技術を作成できる中立性を有することが必要であり、財団法人建築環境・省エネルギー機構はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程56条第4項第1号)</p>	<p>見直の余地あり</p>	<p>公募を実施(20年度契約から)</p>
-------------------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------------	-------------------	------------------	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------	------------------------

7	(財)建築環境・省エネルギー機構 東京都千代田区富士見2-14-36	住宅の省エネルギー改修実験における実施スケジュール作成・管理および施工性調査の補助作業業務	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月19日	3,580,500	随意契約	<p>独立行政法人建築研究所が実施している「建築物におけるより実効的な省エネルギー性能向上技術と既存ストックへの適用手法に関する研究」の一環として、既存住宅の改修による省エネルギー等に係る評価手法の検討が必要とされており、そのため実際に改修を行ってその効果を測定する実験を実施する。本業務ではこれに関し、具体的な測定実施スケジュール案の計画、および施工性調査業務等の、実験実施における補助的な作業を実施するものである。本業務の遂行に当たっては1)改修を対象とするために、かならずしも現行の住宅省エネルギー基準で例示仕様としては示されていない技術を扱うとともに、まだ技術的に確立していない各種の測定法を試行する。そこで、対象となる省エネルギー改修工法の断熱・気密・防露上の問題点を明らかにするには、同基準が典型的な施工方法として想定している断熱工法以外に、同等の断熱性能及び防露性能を確保可能な代替工法にも精通するなど、同基準における各規定の主旨や背景、科学的根拠について熟知している必要がある。2)断熱材や工法に関しては様々な材料や業界が存在するとともに、開口部についても異なる材質のものが存在する。こうした状況を鑑みたとき、業界の利益とは独立して公平な技術情報を作成できる中立性を有することが必要不可欠である。財団法人建築環境・省エネルギー機構は、「住宅その他の建築物における省エネルギーをはじめとした環境負荷低減に関する技術の研究開発、指導及び普及を行うことにより、建築物におけるエネルギーの有効利用その他環境保全の推進を図ること」を目的として設立された公益法人である。当法人は、1)平成17年度には国土交通省より委託業務「公共住宅に係る省エネルギー仕様等検討調査」を受託し、この中で、住宅省エネルギー基準の策定において中心的役割を担うとともに、省エネルギー基準の背景や根拠の記述された公的な唯一の解説書であるところの「省エネルギー住宅の設計基準と指針」(昭和55年)、「新省エネルギー基準による住宅断熱の設計から施工まで」(平成4年)、「住宅の次世代省エネルギー基準と指針」(平成11年)を作成刊行しており、現行の基準について、各規定の主旨や背景、科学的根拠について熟知しているとともに、断熱性能・気密性能・次世代省エネルギー基準適合住宅等に関する評定として、省エネルギー基準で規定された標準的な断熱仕様以外の広く用いられることのできる断熱手法の評価と認定を我が国で唯一実施しており、全国各地域において活用される200種類を越える多様な断熱手法に関する詳細な技術資料を保有し、これらに精通している。2)財団法人として特定の知見や事例に偏ることなく、公平中立な立場で評価の実施や改善的な提案を行ってきた実績を有し、住宅・建築の省エネルギー等に関する民間技術の評価・認定を実施している。本業務の実施にあたっては、住宅省エネルギー基準について、同基準が典型的な施工方法として想定している断熱工法以外に、同等の断熱性能及び防露性能を確保可能な代替工法にも精通するなど、同基準における各規定の主旨や背景、科学的根拠について熟知しているとともに、業界の利益とは独立して公平な情報技術を作成できる中立性を有することが必要であり、財団法人建築環境・省エネルギー機構はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)	
---	------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------	------------	-----------	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----------------	--

8	(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 東京都千代田区紀尾井町6-26-3	既存ストックの再生・活用のための基礎調査業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年10月2日	8,036,700	随意契約	<p>本業務は、既存住宅ストックの再生・活用に関する既往の文献・事例・技術動向等の調査、住宅紛争や相談事例等の調査を行うための業務である。本業務の遂行にあたっては、住宅のリフォーム等に必要最新の技術動向に関する深い知見を有するとともに、既往の文献・事例等の収集・整理等の豊富な知識及び経験を有し、また、住宅の紛争処理や相談等に関する優れたデータおよびその対応に関する実績を有するとともに紛争処理の調整役として、中立性を有することが必要不可欠である。財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターは、住宅の増改築、模様替、修繕その他の品質確保の促進（以下、住宅のリフォーム等）に関する技術の開発・普及、地域における実施体制の整備の促進、情報提供を行うとともに、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理業務の支援等を行うことにより、居住水準の向上、住宅の機能・性能の向上のための住宅のリフォーム等の円滑かつ的確な実現、住宅購入者の利益の保護及び住宅にかかる紛争の迅速かつ適正な解決を図ること目的として設立され、①住宅のリフォーム等に関する企画、調査および研究、②住宅のリフォーム等に関する技術の研究及び開発、③住宅のリフォーム等に関する情報の収集及び提供、④住宅の紛争処理に関する調査及び研究等を事業内容とする公益法人である。当法人は、国土交通省発注の「性能向上リフォーム推進技術開発検討業務」や「公的住宅の既存ストック活用のための改造等に関する調査」におけるストック長命化技術のとりまとめ業務などを請け負い、最新のリフォーム技術に関する広範な知識と優れた見識を持ち、また、住宅紛争処理で必要となる診断技術、補修技術について既往の文献を取りまとめた「住宅紛争処理技術関連資料集」の編集・発行を行い、収集・整理業務について広範な知識及び豊富な経験を有するとともに、「リフォームネット」（インターネットによる住宅情報提供サービスやリフォームの相談、情報提供）による優れた住宅リフォームデータの提供、品確法に基づき国土交通大臣から指定を受けて指定住宅紛争処理機関が行う業務に対する支援等を行っている。本業務の実施に当たっては、住宅のリフォーム等に関する最新の技術、動向等に関する深い知見を有するとともに、既往の文献・事例等の収集・整理の豊富な知識及び経験を有し、また紛争処理や相談等に関する優れたデータ及び対応に関する実績を有するとともに中立的な立場から住宅の紛争処理に関する情報を整理、分析できる財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターがこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）</p>	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）
9	(財)日本建築センター 東京都港区虎ノ門3-2-2	既存浄化槽における排水の処理状況等に関する調査業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年10月23日	2,499,000	随意契約	<p>骨太課題「既存浄化槽の高度処理化による環境負荷低減技術とその評価技術の開発」においては、既存浄化槽における環境負荷低減技術と、この環境負荷低減技術を正当に評価できる新たな評価技術の開発を併せて進めることとしているが、既存浄化槽における環境負荷低減技術を正当に評価できる新たな評価技術を構築するためには、建築基準法に基づく浄化槽の性能評価に用いられる「浄化槽の性能評価方法」によって性能評価時に把握された処理特性と、実現場での処理状況の関係を把握する必要がある。このため本業務においては、既に「浄化槽の性能評価方法」を用いた性能評価を受け、性能評価時における処理特性が確認されている浄化槽を対象として、性能評価時の性能と実現場での処理水質、負荷状況等に関してデータを収集・分析し、性能評価時に把握された諸特性と、実現場での関係を把握することを目的として、調査を実施するものである。本業務の遂行にあたっては、「浄化槽の性能評価方法」に規定される試験によって把握された浄化槽の処理特性に関するデータと、この性能評価方法に関する深い技術的知見・経験を有することが必要不可欠である。（財）日本建築センターは、「建築に関する調査研究、新技術の評価、情報の収集と普及」を目的として設立され、建築基準法に基づく建築物、浄化槽等建築設備に係る性能評価等を事業内容とする公益法人である。当法人は、建築基準法に基づき浄化槽の性能評価を実施する我が国で唯一の指定性能評価機関であり、「浄化槽の性能評価方法」に関する深い技術的知見・経験、この評価方法に規定する試験の実施に必要な能力を有し、かつ、この性能評価方法を用いた性能評価時における処理特性に関するデータを保有する唯一の法人である。（財）日本建築センターは、本業務に要求される要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）</p>	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）

<p>10</p>	<p>(財)ベターリビング 東京都千代田区二番 町4-5</p>	<p>人口減少社会における住 まい・まちづくりの課題 と中間セクター等の参画 に関する調査業務</p>	<p>独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地</p>	<p>平成18年10月26日</p>	<p>12,600,000</p>	<p>随意 契約</p>	<p>本業務は、「人口減少社会に対応した都市・居住空間の再編手法に関する研究～地区特性に応じた主体参画による空間再編手法の開発～」の一環として実施する調査であり、人口減少による住まい・まちづくり・運営への影響、課題の把握・分析、中間セクター等の参画による手法・事例の収集・整理を行うとともに、地区の特性に応じた適切な運営シナリオ検討の方向性を整理するものである。本業務の遂行にあたっては、住まい・まちづくり・運営に係る地方公共団体の施策的取り組みの現況と課題に関する十分な知識・情報、調査研究の蓄積とともに住まい・まちづくり・運営に係る主体との情報ネットワークを有することが必要不可欠である。財団法人ベターリビングは、国土交通省住宅局所管の認可法人として設立された団体であり、「住宅等に関する調査、研究及び情報提供等」により国民の住生活水準の向上に寄与することを目的とする公益法人である。当法人は、国土交通省発注の「既存共同住宅団地の再生に関する総合検討調査」をはじめとして、「『歩いて暮らせる街づくり』に資する街なか居住推進方策検討調査」、「住環境に関する参考指標検討調査」を実施し、住まい・まちづくり・運営に係る地方公共団体の施策的取り組みの現況と課題に関する十分な知識・情報、調査研究の蓄積を有する。また、地方公共団体の住まい・まちづくりを運営する関連部局、及び住まい・まちづくりを実施する民間団体や中間セクター等によって構成される「公共住宅事業者等連絡協議会」、「地域住宅計画推進協議会」、「すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会」の事務局を担当しており、さらにこれら団体による「豊かな住まい・まちづくり推進会議」の事務局も担当していることから関係主体との情報ネットワークを有しており、住まい・まちづくりに関して幅広く、かつ貴重な情報の蓄積を有している。本業務の実施にあたっては、特定の地区や関係業者に限定されない多様なシナリオ、運営方法等を検討するものであるため、行政的観点から関係する多くの領域について横断的に、総合的な体制で業務を実施することが必要であり、財団法人ベターリビングはこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	<p>見直の余地あり</p>	<p>企画競争に移行 (19年度から実施済み)</p>	
<p>11</p>	<p>(財)ベターリビング 東京都千代田区二番 町4-5</p>	<p>天井振動実験に関する鉄 骨加振実験フレーム製作 及び計測等業務</p>	<p>独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地</p>	<p>平成19年3月6日</p>	<p>8,536,500</p>	<p>随意 契約</p>	<p>本業務は、建築研究所が実施している重点的研究開発課題「地震・強風被害で顕在化した非構造部材の被害防止技術の開発—大規模空間天井と鋼板製屋根の構造安全性—」の一環として、鉄骨加振実験フレーム及び動的アークチュエータを用いて吊り天井の振動実験を行うための鉄骨加振実験フレーム製作、工事監理及び実験計測を行う業務である。本業務の遂行にあたっては、当該実験が規模の大きな吊り天井試験体を対象にした試験体の衝突現象を含む振動実験であるため、各種構造の構造・強度のみならず建物部位への衝撃力の評価を行うなどの広範な経験が必要とされる。また、本業務に関わる鉄骨加振実験フレームの製作、工事監理及び実験計測業務を遅滞なく行うためには、同種の実験の実施に関わった経験を有することが必要不可欠である。当該実験に用いる建築研究所実大構造物実験棟の加力計測システムは加力機器、計測機器および制御コンピュータを有機的に結合させた極めて特殊な加力計測システムであり、当該実験を行うにあたってはその操作を十分に熟知している必要がある。財団法人ベターリビングは、「住宅部品の開発並びに優良住宅部品の認定及び普及を行うこと」を目的として設立され、「住宅及び住宅部品の性能、品質に関する試験、検査、評価及び認定等や住宅及び住宅部品等に関する情報提供、相談、講習会等の開催等」等を事業内容とする公益法人である。住宅部品をはじめ建築全般に係る新製品、新工法、新材料などに対する各種の性能評価試験、およびJIS、ISO等に定められる品質試験を行っており、各種構造の部材実験および衝撃強さ試験を含めた性能評価試験に関して優秀な実績を有している試験機関である。当法人は当該加力計測システムを用いた動的加力実験の実施に現在まで継続的に関わっており、同システムの実験時の操作に唯一精通している。また、このような加力計測システムと鉄骨加振実験フレームを用いた天井振動実験はこれまで建築研究所においてのみ行われているものであるが、当法人はその実験の実施にあたって鉄骨建方の工事監理や実験計測準備等の業務に携わっており、同種の天井振動実験についても十分な経験を有しているため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	<p>見直の余地あり</p>	<p>公募を実施(20年度契約から)</p>	

12	(財)住宅生産振興財団 東京都港区虎ノ門1-21-19	コモンやボンエルフを有する戸建住宅地の安全・安心意識調査業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月4日	2,985,150	随意契約	<p>本業務は、防犯や歩行時安全など、安全・安心性能を備えた戸建住宅地のあり方について知見を得るために、各地の住宅地において住民へのインタビュー調査、アンケート調査、関連資料収集を行うものである。本業務の遂行にあたっては、コモンやボンエルフを有する戸建住宅の歴史的経緯に精通していること、本研究の対象地（吾妻四丁目住宅、青葉台ニュータウン）に関する住民組織に密接した情報を豊富に有していること、また、行政的観点から、住宅地の安全・安心性能に関する多くの領域について、横断的・総合的な体制で業務を実施できることが必要不可欠である。財団法人住宅生産振興財団は、昭和54年に、住宅の質、住環境の質の向上にとりくむことを目的として設立され、住宅および住宅地に関する需要実態、動向調査などから景観形成の手法や住宅地のマスタープランの作成や指針の策定などを事業内容とする公益法人である。同財団は、国内では数少ないコモンやボンエルフを有する戸建住宅地プロジェクトの多くにおいて、宅地事業者と住宅事業者の組織化や、美しい街並みを計画するための企画など一連のコーディネート業務を担っている。そのため、まちなみ景観の形成、さらには住宅地の環境形成のノウハウを豊富に有しており、その歴史的経緯に精通している。また、所外委員会で選定された本研究の対象地2地区はいずれも同財団がコーディネーターとして関わったものである。また、住民組織による維持管理活動を表彰、支援する「住まいのまちなみコンクール」を通じて、安全・安心に寄与する住環境の維持管理活動について熟知しており、行政的観点から、住宅地の安全・安心性能に関する多くの領域について横断的・総合的に業務を実施する十分な体制を有している。本業務の実施にあたっては、コモンやボンエルフを有する戸建住宅の草創期からプロジェクトに関わり、その歴史的経緯に精通し、本研究の対象地に関する住民組織に密接した情報を豊富に有していること、また、行政的観点から、住宅地の安全・安心性能に関する多くの領域について横断的・総合的な体制で調査を行えることが必要であり、財団法人住宅生産振興財団はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）</p>	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）
13	(財)日本建築防災協会 東京都港区虎ノ門2-3-20	木造住宅の耐震補強構法住宅特性への適用性に関する調査	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月11日	2,600,000	随意契約	<p>本業務は、建築研究所重点研究課題「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」の一環として、木造住宅に使用される各種耐震補強構法の補強効果や費用等の情報を整理するとともに、各種耐震補強構法の住宅特性への適用性を調査し、併せて様々な特性を有する住宅に対する耐震補強設計を行って耐震補強構法と住宅特性の関係を整理するものである。本業務の遂行にあたっては、既存木造住宅の耐震補強構法及び耐震改修の事例に関する豊富な知識と最新の情報を有するとともに、その実態に精通していること。また、これらの耐震補強工法の補強効果や費用に関する情報整理に当たっては、生産者側の情報のみに左右されない客観的な観点から評価を行うことが必要不可欠である。財団法人日本建築防災協会は、国土交通大臣から「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修法）に基づく耐震改修支援センターとして指定されていることから、既存木造建築物の耐震診断及び耐震改修構法に関する幅広い情報と耐震改修事例に関する豊富な資を有している。また、当法人が行う住宅等防災技術評価事業として、同法人が発行し、耐震改修法における耐震診断基準と同等のものとして位置付けられている「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、木造住宅用の各種耐震改修構法の技術評価を行っており、木造住宅の耐震補強構法及び耐震改修について深い知見を有し、実態に精通するとともに、客観的な評価を行い得る高い能力を有している。本業務の実施にあたっては、既存木造住宅の耐震補強構法及び耐震改修の事例に関する豊富な知識と最新の情報を有するとともに、その実態に精通していること。また、客観的な観点から評価を行うことが必要不可欠であり、財団法人日本建築防災協会は、これらの要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）</p>	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）

14	(財)日本建築防災協会 東京都港区虎ノ門2-3-20	既存木造住宅再現試験体の耐震補強設計及び補強後診断の精度検証業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月11日	3,192,000	随意契約	<p>本業務は、独立行政法人建築研究所が受託した文部科学省「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」において、独立行政法人防災科学技術研究所兵庫耐震工学センター（E-ディフェンス）で震動実験に供される既存木造住宅再現試験体2棟について、建築研究所担当の示す基本設計及び計算方法に関する指示に基づき、耐震補強の実施設計、耐震補強後の耐震診断、並びに耐震診断の精度検証を行うものである。本業務の遂行にあたっては、既存木造住宅の構造の実態に関して豊富な知識を有し、各種の耐震補強構法の実態に精通し、当該住宅に適した補強構法を選択する能力を有するとともに、補強後の耐震診断を行うに足る補強効果の評価方法、及び実際の補強効果に関する豊富な知識、高度な耐震診断を行い得る能力を有することが必要不可欠である。財団法人日本建築防災協会は、国土交通大臣から「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修法）に基づく耐震改修支援センターとして指定されており、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究等の事業を行っている。また、当法人が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」は、耐震改修法における耐震診断基準と同等のものとして位置付けられており、さらに本書に基づいて木造住宅用の各種耐震改修構法の技術評価を行っており、木造住宅の耐震補強構法、耐震診断、耐震改修に深い知見を有している。本業務の実施にあたっては、既存木造住宅の構造の実態に関して豊富な知識を有し、各種の耐震補強構法の実態に精通し、当該住宅に適した補強構法を選択する能力を有するとともに、補強後の耐震診断を行うに足る補強効果の評価方法及び実際の補強効果に関する豊富な知識を有し、高度な耐震診断を行い得る能力を有することが必要不可欠であり、財団法人日本建築防災協会はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）</p>	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）	
15	(財)日本建築防災協会 東京都港区虎ノ門2-3-20	地震被災建築物の応急危険度判定用インターネット教材作成業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月20日	2,100,000	随意契約	<p>研究課題「途上国における建築・都市の地震災害軽減のための国際技術協力ネットワークの構築(H18-21)」において、国際地震工学センターの地震防災情報ネットワークIISEE-netの中に、遠隔教育システム（e-ラーニングシステム）の構築を進めている。本業務は、地震被災建築物の応急危険度判定に関して、制度・手法・訓練法などを教育するためのインターネット教材を作成するものである。本業務の実施にあたっては、応急危険度判定士制度および判定士の教育・訓練に精通していることが不可欠である。財団法人日本建築防災協会は、応急危険度判定士の教育・訓練を行う応急危険度判定協議会の事務局であり、教材の作成に必要な応急危険度判定士制度および判定士の教育・訓練に関する深い知見を有する機関である。また、応急危険度判定に関するマニュアルや指針およびビデオ教材を製作しており、その内容は本教材の製作に必要不可欠であり、財団法人日本建築防災協会はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）</p>	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）	

<p>16</p>	<p>(財)日本建築防災協会 東京都港区虎ノ門2-3-20</p>	<p>耐震改修の普及促進方策に関する実態調査</p>	<p>独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地</p>	<p>平成19年3月6日</p>	<p>3,000,000</p>	<p>随意契約</p>	<p>本業務は、全国の建築設計事務所協会に対するアンケート調査およびヒアリング調査を行い、日本各地での既存建築物の耐震改修の実態、耐震診断・補強・工事における改善事項、普及促進制度への要望、耐震改修の阻害要因の把握を行うものである。本業務の遂行に当たっては、建築物の耐震改修に関連した法令・制度に精通していることや耐震改修に関する調査実績を有しているなど、耐震改修の普及促進に深い知見を有し、さらに単一の専門分野に限定されない多様かつ先進的な領域にまたがる耐新改修技術に関する深い知見を有するとともに、行政的観点から耐震改修に関係する多くの領域について、横断的および総合的な体制で業務を実施できることが必要不可欠である。財団法人日本建築防災協会は、わが国の防災、維持管理に関する制度・技術の調査研究、普及活動及び技術の評価並びに耐震改修の促進に関する調査研究を総合的かつ効果的に行うことを目的として設立された公益法人である。当法人は、耐震改修促進法に關係した「国土交通省住宅局建築指導課監修2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」等の耐震診断・改修設計指針の作成し、そしてそれらの普及を通じて耐震改修促進活動を行っている。また建築防災に関わる政策的・技術的な課題を対象に調査研究を長年にわたり実施おり、耐震改修に関連した法令・制度および普及促進に深い知見を有するとともに、建築物の耐震改修に関する調査実績を有している。また耐震改修技術を含め、多様な建設領域全般において新技術の評価業務を多数実施しており、多様かつ先進的な領域にまたがる耐新改修技術に関する深い知見を有している。さらに当法人は、国土交通省はじめ特定行政庁・関係企業・団体等の協力による全国組織である「建築物防災推進協議会」および「全国ネットワーク委員会」の事務局を担当しており、行政的観点から関係する多くの領域を横断的・総合的に糾合して業務を実施する十分な体制を有している。以上のように、財団法人日本建築防災協会は、本業務の実施に必要な要件を全て満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	<p>見直の余地あり</p>	<p>公募を実施(20年度契約から)</p>
-----------	---------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------------------	------------------	------------------	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------	------------------------

17	(財)日本測量調査技術協会 東京都千代田区麹町6-1-2 5	減災情報共有のためのバックボーンデータの整備コストを検討するための基礎調査業務	独立行政法人建築研究所 理事山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月12日	1,995,000	随意契約	<p>本業務は、文部科学省科学技術振興調整費の重点課題解決型研究プロジェクト「危機管理対応情報共有技術による減災対策」（平成16-18年度）において建築研究所が担当する課題「共有化のバックボーンとなる空間データの整備方法に関する開発」の一環として、自治体が、置かれた状況に応じて既存の地理空間データを活用しながら、減災情報を共有するためのバックボーンデータを整備するのに必要なコストを検討するための基礎資料を、現時点のみならず将来にわたって活用できるように、整理するものである。本業務の遂行にあたっては、下記の1)から3)のすべてに関する深い知見が必要である。1)自治体が地理空間データを整備・活用する際の標準的なコストの積算方法2)減災・防災分野における地理空間データの活用3)地理空間データの最新技術とその利活用がコストに与える影響。同時に、成果のユーザーとしてわが国の自治体を広く想定していることから、特定業者に固有の技術・考え方などに偏することなく検討業務を実施できることが必要不可欠である。財団法人 日本測量調査技術協会は「測量調査技術の試験・研究を行い、その質的向上と技術開発を図るとともに、技術の革新と需要の変化に対応する利用技術を確立して、国及び地方公共団体その他の行う事業に積極的に寄与し、併せて測量調査事業の健全な発展を図ること」を目的として設立され、「内外の測量調査に関する最先端技術の調査・研究活動の推進」「測量の最先端技術の中から、普遍化しつつある技術の普及に伴う作業要領の検討及び歩掛りの調査」などを事業内容とする公益法人である。当法人は、1)「公共測量積算ハンドブック」の編著者であり、「公共測量積算 システム CD-ROM版」を作成するなど、測量法第5条に基づき 国および地方公共団体を実施する公共測量の積算方法をとりまとめて公表しており、その積算方法は社団法人 全国測量設計業協会連合会の推薦を受け、自治体・民間を問わず広く用いられている。また国土交通省による「デジタル写真測量の標準化に関する調査研究作業」「航空レーザ測量の標準化に関する調査研究作業」、(社)日本測量協会による「ネットワーク型RTK-GPS測量の標準化に関する調査研究作業」を請け負うなど、自治体が地理空間データを整備・活用する際の標準的なコストの積算方法に関する深い知見を有する。2)国土交通省による「防災行政分野における精密地形データ利用促進のための調査検討作業」「風水害の災害状況図の地図表現等に係る調査検討作業」を請け負うなど、減災・防災分野における地理空間データの活用などに関する業務研究を多数実施している。3)コストの積算に関する検討において欠くことのできない重要な要素である作業要領と歩掛りについて、「測量の最先端技術の中から、普遍化しつつある技術の普及に伴う作業要領の検討及び歩掛りの調査」を事業内容とする唯一の公益法人である。また、文部 科学省研究開発局による「稠密観測による測量解析手法の評価作業」、(財)日本建設情報総合センター「拡張DM実証検証検討業務」などを請け負い、地理空間データの最新技術とその利活用がコストに与える影響に関する深い知見を有する。本業務の実施にあたっては、自治体が地理空間データを整備・活用する際の標準的なコストの積算方法、減災・防災分野における地理空間データの活用、地理空間データの最新技術とその利活用がコストに与える影響、のすべてに関する深い知見を有するとともに、特定業者に固有の技術・考え方などに偏することなく、地理空間データを整備する際のコスト積算に関する検討業務を実施できることが必要であり、財団法人 日本測量調査技術協会はこれらの要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程56条第4項第1号)</p>	その他	19年度以降、委託を行わないもの	
----	--------------------------------	-----------------------------------------	---------------------------------	-------------	-----------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	------------------	--

18	(財)日本住宅・木造技術センター 東京都港区赤坂2-2-19	伝統的木造の小屋組構成部材を対象とした接合部に関する試験業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月26日	2,157,540	随意契約	本業務は、平成18年度から建築研究所にて実施している研究課題「伝統的木造建築物の保全に資する構造・防火関連の技術開発」のサブテーマのうち、「伝統的木造建築物の構造性能に関する資料収集」に資する試験業務として、伝統的木造による小屋組を対象とした耐風性能評価のための接合部耐力データの収集を行うものである。本業務において各種接合部の耐力試験とその評価を実施するに当たっては、木材や木造建築物の構造要素の試験体製作及び試験評価実施における高い能力及び豊富な経験、木造建築物の構造計算に資する耐風性能評価に関する技術的知見が必要不可欠である。財団法人日本住宅・木材技術センターは、木材の利用及び木造住宅の生産に関する技術の開発及び普及、木材及び木造住宅の品質性能の向上並びに木材関連産業及び木造住宅の近代化、合理化を図ることを目的として設立され、木材及び木造住宅の品質性能に関する試験研究、検査、性能評価及び認証等を事業内容とする公益法人である。当法人は、木造建築物の構造要素に対象を特化した信頼度の高い試験設備を所有し、かつ、木材を用いた構造要素の試験体製作における材料の選定、比重、含水率等の管理に関する高度な知見と能力を有している。さらに、建築基準法第68条の26の規定に基づく指定性能評価機関として木造軸組構法による耐力壁の性能評価業務を行い、かつ、木造軸組部材同士を接合する金物の強度等の品質を保証する認定事業を行っているわが国で唯一の法人であることから、木造軸組構法の構造要素に特化した耐力試験に基づく性能評価を実施する能力及びその経験を有している。また、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」及び「木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計の手引き」等の構造計算に資するマニュアルを発行し、それらの編集業務を通して、木造住宅の構造計算に資する耐風性能評価に関する技術的知見を有している。以上のように、財団法人日本住宅・木材技術センターは、伝統的な木造軸組建築物等の各種接合部を対象とした試験体製作上の管理やその試験の実施について高い能力を有し、性能評価業務等を通して試験・評価実施能力とその経験が豊富に蓄積され、かつ、耐風性能評価に関する深い技術的知見を有する点で、本業務に要求される要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
19	(財)建築保全センター 東京都千代田区平河町2-6-1	独立行政法人建築研究所保全業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年4月1日	52,500,000	随意契約	本業務は、当所の実験棟建物及びそれに付帯する設備等の運転監視、定期点検等施設全般の保守管理を行うものである。実験棟への電力、水、冷温水等は共同構を経由して国土技術政策総合研究所(以下、国総研という)の財産である本館より送られる方式となっている。また、各実験棟の運転監視についても本館階の中央監視室にて施設全体を1つの運転監視設備により一元管理している。そのため、本館にある運転監視設備を国総研の委託業者と共同利用することになるため、各契約相手を別とした場合、運転監視を合理的かつ安全に業務遂行することに支障が出る。よって、国総研の委託先と同一の業者を選定することが、本業務を合理的かつ安全に遂行する上で必要不可欠であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(19年度から実施済み)		
合計					137,377,443						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないものを除く。))のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：独立行政法人建築研究所)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	監査法人トーマツ 東京都港区芝浦4-13-23	平成18年度会計監査人監査契約	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市原1番地	平成18年8月1日	3,675,000	随意契約	資本金の額が100億円以上である当研究所は、独立行政法人通則法第39条の規定により財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書について会計監査人の監査を受けなければならない。会計監査人は同法第40条の規定により主務大臣である国土交通大臣が選任することとなり、監査法人トーマツは平成18年度の当研究所の会計監査人として国土交通大臣から選任された当研究所の会計監査業務を実施することができる唯一の相手方であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの		1
2	学校法人足利工業大学 栃木県足利市大前町268-1	新築住宅(関東地方)の室内及び躯体内空気循環調査業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市原1番地	平成18年8月10日	1,575,000	随意契約	本業務は、NEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)よりの受託課題「揮発性有機化合物対策用高感度検出器の開発」の一環として、居住者の健康に影響を及ぼす危険性が指摘されている揮発性有機物質の削減策を検討するための基礎資料として、関東地方に建つ新築住宅の室内及び、躯体内部における空気環境、温熱状況、建物の換気性状について実測調査を行ない、データを収集するものである。本業務の遂行にあたっては以下の条件が不可欠である。1)実住宅における躯体内部の材料・構造仕様様の個性(壁内充填状況、隙間分布、施工精度)及び、気密水準・換気方式に伴う汚染物質移動への影響について熟知し、対象住宅に応じた測定箇所と測定方法(吸引速度、採取量、管経路、挿入口気密処理方法等)を適切に選定して、高精度な分析に耐える的確なサンプル採取が実施できる、気中化学物質濃度測定に関する高度な学術的知識・実務経験並びに測定機器を有すること。2)多種多数にわたる測定機器類の設置・操作及びトラブル時の対応・撤収を円滑かつ速やかに行なうため、実施の本拠地は調査対象地域(関東地方)内にあること。足利工業大学は、大学院工学研究科、工学部及び付属機関よりなる大学で、工学部建築学科には本件関連分野に実績ある環境設備系の研究室があり、1)「シックハウスに関連した室内空気環境の総合的調査 その3 気中濃度の測定結果と壁体内、押入れ内濃度の分析」(日本建築学会H16年度大会)など関連する調査と実験を多く実施し、これらを研究成果として発表してきた実績と測定機器を有するとともに、高度な学術的知識に基づき必要な測定方法・測定箇所の選定および的確な採取を行う能力を有している。2)測定機材の集積・点検・調整等の準備とトラブル時の対応を行なう拠点となる大学が栃木県足利市内にある。以上より、足利工業大学が要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
3	公立大学法人北九州市立大学 福岡県北九州市小倉南区北方4-2-1	新築住宅(北九州地域)の室内及び躯体内空気循環調査業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市原1番地	平成18年8月7日	1,042,230	随意契約	本業務は、NEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)よりの受託課題「揮発性有機化合物対策用高感度検出器の開発」の一環として、居住者の健康に影響を及ぼす危険性が指摘されている揮発性有機物質の削減策を検討するための基礎資料として、北九州地域に建つ新築住宅の室内及び、躯体内部における空気環境、温熱状況、建物の換気性状について実測調査を行ない、データを収集するものである。本業務の遂行にあたっては以下の条件が不可欠である。1)実住宅における躯体内部の材料・構造仕様様の個性(壁内充填状況、隙間分布、施工精度)及び、気密水準・換気方式に伴う汚染物質移動への影響について熟知し、対象住宅に応じた測定箇所と測定方法(吸引速度、採取量、管経路、挿入口気密処理方法等)を適切に選定して、高精度な分析に耐える的確なサンプル採取が実施できる、気中化学物質濃度測定に関する高度な学術的知識・実務経験並びに測定機器を有すること。2)多種多数にわたる測定機器類の設置・操作及びトラブル時の対応・撤収を円滑かつ速やかに行なうため、実施の本拠地は北九州地域内にあること。北九州市立大学は、5学部、大学院工学研究科及び付属機関よりなる大学で、国際環境工学部には本件関連分野に実績ある環境設備系の研究室があり、1)「シックハウスに関連した室内空気環境の総合的調査その3 気中濃度の測定結果と壁体内、押入れ内濃度の分析」(日本建築学会H16年度大会)など関連する調査と実験を多く実施し、これらを研究成果として発表してきた調査実績と測定機器を有するとともに、高度な学術的知識に基づき必要な測定方法・測定箇所の選定および的確な採取を行う能力を有している。2)測定機材の集積・点検・調整等の準備とトラブル時の対応を行なう拠点となる大学施設が福岡県北九州市内にある。以上より、北九州市立大学が要件を満たす唯一の法人であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		

4	国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7-22-1	発展途上国の地震防災教育のあり方に関する調査研究	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年11月30日	7,179,651	随意契約	本委託研究業務は、独立行政法人建築研究所で実施している「開発途上国とのパートナーシップによる一般庶民住宅の地震被害軽減方策に関する研究開発」の一環として実施するもので、専門家対象及び一般対象（初等教育機関、社会人教育など）の防災教育全般について、国内、国外の情報収集、比較、分析を行い、今後の防災教育のあり方を明らかにすることにより、建築研究所の実施している「開発途上国とのパートナーシップによる一般庶民住宅の地震被害軽減方策に関する研究開発」についての今後の進め方についての検討資料を得ようとするものである。政策研究大学院大学は、政策研究を推進し、国内的及び国際的諸要請に応えるために設立された独立大学院大学で、優れた行政専門家の養成を目指すとともに、学際的・省際的な政策研究を数多く実施している。また、海外の研究機関と連携した国際的な研究にも取り組んでいる。同大学は、国連防災10年事務局、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所での勤務経験を有し、世界の専門家対象及び一般対象の防災教育の全般について知識と調査に協力してもらうことのできる幅広い人脈を有している。本件の内容は、多くの開発途上国の多様な側面にわたるものであることから、その実施には総合的な視野と関係諸分野の蓄積、情報収集等のための海外研究者とのネットワーク等が不可欠であるが、こうした条件を有する機関は当該法人以外にはないため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）
5	国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7-22-1	広域的な土地利用規制が人口減少時代の都市成長に及ぼす影響に関する分析	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月26日	6,860,912	随意契約	本委託業務は、独立行政法人建築研究所の「人口減少社会に対応した都市、居住空間の再編手法に関する研究」に関連する業務として実施するもので、広域的な土地利用規制が人口減少時代の都市成長に及ぼす影響に関し経済学的分析を行うものである。政策研究大学院大学は、政策研究を推進し、国内的及び国際的諸要請に応えるために設立された独立大学院大学で、優れた行政専門家の養成を目指すとともに、学際的・省際的な政策研究を実施している。その中の教育プログラムのひとつである「知財プログラム」においては、「法と経済学」を中心とした実践的な政策全般の分析・評価などに関する教育、研究を行っており、法規制制度や地域開発の経済分析に関する多くの研究の蓄積を有しており、論文等で成果を発表するとともに、関連する講演会で講演を行うなどの活動を行っている。本件の内容は、都市の成長に影響を与える各種の制度インフラの中から、土地利用に関する法規制が及ぼす経済的影響を抽出して分析しようとするものであり、法と経済学の両方の知見及び地域開発に関する知見が必要であるが、その技術・ノウハウが蓄積されているのは同プログラムを行っている当法人以外にはないため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）
6	医療法人つくば記念会 茨城県つくば市大字要1187-29	産業医業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	1,134,000	随意契約	医療法人筑波記念会は、当研究所に近接し、定期健康診断を実施しており過去の検査データも揃っており、職員の一貫した健康管理が図られるため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	価格競争に移行（19年度から実施済み）

7	NPO法人都市計画 建築関連OVの会 東京都千代田区三崎 町3-3-3	ペルーのアドベ住宅建設 のプロセスのモニタリ ングに関する委託業務	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年7月13日	1,957,504	随意 契約	本業務は、「開発途上国とのパートナーシップによる一般庶民住宅の地震 被害軽減方策に関する研究開発」に関して、JICA事業によりペルー共和 国リマ市周辺において建設されるアドベ住宅（日干しレンガを使用した小規 模組積造住宅）の建設プロセス等について、建設作業期間中現地に滞在し、 建設行程についてのモニタリング（使用する材料、施工方法、人工、などに ついての観察と記録の作成、随時のインタビューなど）を実施する。また、 同事業に参画している安全な住まいづくりを目的とする現地NPOの活動 状況についても、JICARマ事務所の協力を得ながら現地行政機関と共 同でモニタリングを実施し、それらの日誌を作成する。これらの日誌に基づ き、被害軽減方策の検討を行う場合に考慮すべき事項、その他関連する事項 を整理し、日誌と併せて報告書に取りまとめるものである。本業務の遂行に 当たっては、相互の比較検討が出来る多くの開発途上国の組積造住宅に関す る知識、経験と、建築物の被害軽減方策を検討できる建築技術（耐震構造、 建築材料、建築施工など）を有していることが必要であり、また、現地に長 期滞在して現地の職人、住民とコミュニケーションしながらモニタリングす るための現地語（スペイン語）の能力、現地コミュニティの事情（行動様式、生 活習慣など）を熟知していることが不可欠である。NPO法人都市計画・ 建築関連OVの会は「都市及び建築関連に関する国際交流及び国際協力を促 進すること」を目的として設立され、「国際協力」を都市及び建築関連に関 する調査研究等により行うこととしている。同会は、海外青年協力隊の建 築、都市計画分野の経験者により組織されるNPOであり、建築、住宅の専 門知識と開発途上国の住宅、建築の実情の両者に精通した者を多く有して いる。また、同会は、JICAからの委託によりケニアにおける小規模組積 造建築物（保健施設）30件について建設行程、建設計画等についての調査 とアドバイス、同内容についてのセミナーの開催等を実施（2006年 度）、同会員が携った建築物関係事業を中心に「海外青年協力隊が携った 世界遺産集」を編集、発行するなど、開発途上国の建築、住宅に関連する 活動を実施してきている。業務の実施にあたっては、現地におけるモニタ リングの実施が主要業務であることから、ペルーと同様のスペイン語圏、か つ、類似の建築技術、工法を有する地域において、現地の人々と協力、協働 での勤務経験と知見を有し、現地の住宅事情、コミュニティ事情を熟知し ていることが必要であるが、NPO法人都市計画・建築関連OVの会はこれら の要件を満たす唯一の法人であるため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	企画競争を実施（20年度契約から）		
8	ネパール国立地震工 学協会	簡易振動台による実演に 関する業務委託	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年7月10日	2,470,514	随意 契約	本業務は、独立行政法人建築研究所が、世界銀行から受託している「インド ネシア建築基準とアチエの復興プロジェクトに関するアドバイス業務及びト レーニング活動」に関連して実施するものであり、その業務の主要な部分で あるファシリテーターに対するトレーニングの試行実施とそれに基づくト レーニングプログラムの提案において、ネパール国立地震工学協会は、開発 途上国の技術の普及に有効な方法である簡易振動台を用いたデモンスト レーションを導入するため、同デモンストレーションを企画立案し、世界各国 で、実践しているため。（会計規程第56条第4項第1号）	その他	19年度以降、委託を行わないもの		
9	筑波学園タクシー協 同組合 茨城県つく ば市天久保1-12 -12	乗用自動車の雇上	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	1,287,800	随意 契約	筑波学園タクシー協同組合は、12社からなる協同形態をとっており、1種 類の乗車券でいずれのタクシーも利用でき、乗車券利用の上で特段の条件が なく、また、深夜、早朝でも配車が可能であることに加え、つくば市内の 他、JR土浦駅・荒川沖駅等での利用可能範囲が広い。ため。（会計規程第5 6条第4項第1号）	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）		
10	(株)アイキューつくば 茨城県つくば市竹園2 -10-6	平成18年度材料研究グ ループ実験補助業務(単価 契約)	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,939,431	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
11	(株)朝日工業社茨城 営業所 茨城県土浦 市桜町1-16-1 2	浄化槽実験装置及び真空 下水装置の保守点検業務	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成19年1月11日	1,680,000	随意 契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフト ウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が開発した構成・機能を提示し、(株)朝日工業社が 設計・施工を行ったものであり、保守・点検に必要ハードウェア及びソフトウェア を熟知している唯一の業者であるため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	公募を実施（20年度契約から）		
12	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1 -6-1	平成18年度給与計算等支 援業務(単価契約)	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	2,112,977	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
13	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1 -6-1	平成18年度RC構造研究 支援及び翻訳業務(単価契 約)	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,757,950	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
14	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1 -6-1	平成18年度構造研究グ ループ内事務補助及びグ ループ長秘書業務(単価契 約)	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,386,880	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。（会計規程第56条第4項第1号）	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		

15	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度研究総括監秘 書業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	2,098,514	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
16	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度福利厚生関係 支援業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	2,669,312	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
17	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度財務会計処理 支援業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	5,524,657	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
18	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度RC構造研究 支援業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,454,500	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
19	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度環境研究グルー プ内事務・研究補助業務及び環 境研究グループ長・首席研究 員秘書業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,326,390	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
20	アデコ(株)つくば支社 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度構造研究グル ープねじれ応答に関する 研究等補助業務(単価契 約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	1,593,816	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
21	(株)アマール 千葉県浦 安市猫実4-18-26	平成18年度環境研究グル ープ室内環境技術関連 事務及び実験データ解析 補助等業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,303,435	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
22	(株)インフォマティクス 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	道路閉塞シミュレーションへ の新しいモデル・手法の実 装と入力プラグインの作 製業務	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月4日	3,475,500	随意 契約	本業務は、大都市大震災軽減化特別(大大特)プロジェクト「建物倒壊および道路閉塞のシミュレーション技術の開発(平成14年度~平成18年度)」の一環として行う、道路閉塞シミュレータへの新しいモデル・手法の実装と、シミュレータと過年度に開発した既存の入力データ加工ツールや集計・分析ツールを一体として活用し、入力データ作成・シミュレーションの実行・結果の表示を一貫して行えるシステムを構築するための、GIS(地理情報システム)用のデータ入出力プラグインの作成を行う業務である。上述の過年度に開発した既存の入力データ加工ツールや集計・分析ツールが、建築研究所での研究業務での活用実績や自治体などでの導入実績の高いインフォマティクス社製SISをGISエンジンとしていることから、これらの既存ツールの活用のためにも、SIS用のデータ入出力プラグインを作成することが必要不可欠である。本業務の遂行にあたっては、シミュレータおよびプラグイン双方のシステム特性・技術仕様を熟知する必要がある。このためには、図形演算を含む高度なプログラミングの技術・経験とともに、SIS用のデータ入出力プラグインの作成・組込に関する技術仕様が必要不可欠である。しかし、このSIS用データ入出力プラグインに関する技術仕様は一般には公開されていない。株式会社インフォマティクスは、建築・土木分野の高度情報化の中核をささえる、CAD(Computer Aided Design)・GIS関連のソフトウェア販売・開発のために1981年に設立された会社である。今回のシステムの中核をなす地理情報システムソフトウェアSISは、英国Cadcorp社が開発し、同社が日本国内での唯一の総代理店として、日本語化への対応・販売・保守を行っている。また同社は、SISをはじめ、CADソフトGDS・MicroGDSなどで培った、各種の図形演算アプリケーションの開発で、日本で屈指の技術力を誇る。これらの製品・開発実績を基に地方自治体の建設関係業務を対象とした技術開発支援を通して、相当の経験と技術を有している。本業務の実施にあたっては、図形演算を主体とするプログラミングなどの技術的能力とともに、インフォマティクス社製SIS用入出力プラグインの作成・組込に関する技術仕様が必要である。同社は、インフォマティクス社製SIS用プラグインにかかる技術仕様を、SISの開発元である英国Cadcorp社より開示されている日本で唯一の者であるため、本業務に必要な技術・資料・データ等をすべて同時に提供できる唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	19年度以降、委託を行わないもの		
23	英弘精機(株) 東京都 渋谷区笹塚2-1-6	ばくろ試験場気象因子計 測システム保守	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成19年1月15日	1,683,675	随意 契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、又、今回はデータ収集プログラムの改版を作成も兼ねてあるため、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、英弘精機(株)がシステムの構築・プログラムの制作を行ったものであり、保守・点検及びプログラムの改版に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
24	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永 田町2-11-1	電話料	独立行政法人建築研究所 理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	1,554,749	随意 契約	N T T ドコモは他社より通信可能エリアが広く、災害対応を考慮したため。 (会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの		8

25	オイレス工業(株) 東京都港区浜松町1-30-5	ソフトランディング免震装置の製作および性能試験	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年2月21日	5,974,500	随意契約	本業務は、「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」の一環として行う、低耐震性能RC建築物のソフトランディング免震技術の開発に係るものであり、免震装置を製作し、その性能を試験により確認するものである。本免震装置を製作し、その特性を試験により確認する業者には、以下の能力が要求される。①ソフトランディング免振技術に最適な免震装置として選定された、LRB免震装置を製作できること。②ソフトランディング免震技術という高度な耐震改修技術を理解し、免震装置の設計が可能なこと。③免震装置の性能を試験によって確認するための高度な試験技術を有していること。オイレス工業株式会社は、各種の免震・制振装置の開発と製造、さらに建物への適用設計に関する業務実績がある。また免震機構の設置スペースが限られるソフトランディング免震技術に適している鉛ダンパーと積層ゴムが一体となった「LRB」と呼ばれる免震装置に関する特許(特許番号311-4624、302-4562)を取得しているとともに、これらの開発過程においても多くの性能試験を実施している。本業務の実施にあたっては、ソフトランディング免震技術に適した免震装置を製造しているとともに、開発過程における性能試験に関する高度な試験技術、さらには免震装置適用のための高度な設計技術を有することが必要であり、オイレス工業株式会社は、これらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)
26	応用地質(株)茨城支店 茨城県つくば市御幸が丘43	物理探査手法による浅層地震波速度構造推定に関する研修用実験	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年2月8日	1,365,000	随意契約	本業務は、国際地震工学研修での「物理探査」の講義と直接関連づけて、微動探査、高精度表面波探査及び屈折法・反射法地震探査の野外実験と取得したデータ処理の実習を実施するものである。本業務にあたっては、その実施者は、上記「物理探査」の講義も担当する。従って、本業務実施者は、取り扱う物理探査技術(微動探査、高精度表面波探査及び屈折法・反射法地震探査)そのものに習熟し、また外国人研修生対象である「物理探査」の講義の内容・経過を熟知し、経験を積んだ技術者であることが必要不可欠である。応用地質株式会社の物理探査専門技術者は、平成17年度に上記「物理探査」の講義を担当し、本件に相当する実験及び実習業務である「屈折法および反射法地震探査に関する研修用実験」(平成17年度)及び「短周期微動アレイ探査に関する研修用実験」(平成18年度)を行い、微動探査、高精度表面波探査及び屈折法・反射法地震探査に関して高い技術水準を、有する。また、外国人研修生対象である「物理探査」の講義の内容・経過を熟知し、経験を積んでいる。本業務の実施にあたっては、微動探査、高精度表面波探査及び屈折法・反射法地震探査に関して高い技術水準をもつこと。外国人研修生対象である「物理探査」の講義の内容・経過を熟知し、経験を積んでいることが必要で、応用地質株式会社は、これらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)
27	(株)大西熱学 東京都墨田区緑1-22-14	環境調整チャンパー(シックハウス)外9件保守点検	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月26日	7,875,000	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)大西熱学が設計・施工を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
28	(株)大西熱学 東京都墨田区緑1-22-14	換気システム性能実験設備外1件保守点検	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月29日	1,260,000	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)大西熱学が設計・施工を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
29	(株)風技術センター 東京都墨田区墨田4-8-7	火災風洞保守	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月25日	1,800,000	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)風技術センターが設計・製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
30	川崎重工工業(株) 兵庫県神戸市中央区東川崎町3-1-1	強風雨発生装置点検	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月23日	1,543,500	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、川崎重工工業(株)が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
31	(株)紀伊國屋書店水戸営業所 茨城県水戸市南町3-4-57	平成18年度外国雑誌購入(2)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	3,837,534	随意契約	過去における納入に対して優良な実績を有しているとともに、他の業者に比べ安価に購入できるため。(会計規程第56条第4項第3号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(19年度から実施済み)
32	(株)キャリア・プロデュース 茨城県土浦市真鍋1-16-11	平成18年度国際地震工学センター研究等補助業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	3,055,898	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)

33	極東貿易(株) 東京都千代田区大手町2-2-1	強震計点検作業	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月9日	2,100,000	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、極東貿易(株)が販売・観測システムの構築及び設置を行う代理店であり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
34	極東貿易(株) 東京都千代田区大手町2-2-1	強震計改造及び設置作業	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地		3,349,500	随意契約	本件発注の強震計は、コーシャタワー佃建物内のパイプスペースに設置され、長期間にわたって強震記録を採取するためのものである。狭隘なパイプスペース内に確実に強震計を設置し、粉塵などの悪条件下で安定した強震計の稼働を実現するためには、その設置作業に、高度な技術力と豊富な実績が必要となる。また本件では、強震計本体を建築研究所から支給して改造するため、SMAC-MDU型強震計の内部機構に精通しており、改造作業の豊富な実績を有していることが必要となる。加えて、設置された強震計は建築研究所の強震観測ネットワークに組み込まれるため、建築研究所の強震観測ネットワークのシステム構成に対する知識が不可欠である。極東貿易株式会社は、建築研究所が支給した改造を行うSMAC-MDU型強震計の納入業者であり、その内部機構に精通した唯一の業者である。また、建築研究所の強震観測ネットワークは長年にわたり上記業者によって構築されたものであり、強震計設置の十分な実績があり、上記業者は建築研究所の強震観測ネットワークを熟知した唯一の業者でもある。なお、SMAC-MDU型強震計は旧株式会社アカシにより製造されたものであり、現在強震計製造部門は株式会社ミットヨに引き継がれている。株式会社ミットヨは地震観測装置の販売には代理店制を採用しており、直接販売は行っておらず、極東貿易株式会社は地震観測装置の代理店として、強震計の販売・設置を担っている。本業務の実施にあたっては、強震計の設置に関する高い技術力と豊富な実績を有していること、建築研究所から支給するSMAC-MDU型強震計の内部機構に精通していること、及び建築研究所の強震観測ネットワークに関する十分な知識を有していることが必要であり、極東貿易株式会社はこれらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		
35	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	回線専用料	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	2,177,347	随意契約	導入当初、経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、継続契約を行っているものである。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの	18	
36	(株)鷺宮製作所 東京都中野区若宮2-5-5	構造複合実験棟加力装置 保守点検業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月25日	1,022,175	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)鷺宮製作所が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
37	(株)CAEソリューションズ 東京都調布市布田1-43-3-205	延焼シミュレーションモデルの震災総合シミュレーションシステムへの統合に関するプログラミング業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年10月16日	1,995,000	随意契約	本業務は、独立行政法人防災科学技術研究所からの受託課題「同時多発火災時の延焼・火災旋風発生予測システムの開発」の一環として、火災旋風発生予測モデル等を含んだ延焼シミュレーションモデルを構築し、インターフェースに配慮しながら、震災総合シミュレーションシステムへ統合するものである。本業務の遂行にあたっては以下が不可欠である。1)延焼シミュレーションモデルの全体構成、サブモデルの物理的根拠を熟知していること。2)延焼シミュレーションモデルを震災総合シミュレーションシステムに統合する際に必要な震災総合シミュレーションシステムのインターフェースを熟知していること。株式会社CAEソリューションズは、株式会社大塚商会のグループ会社として、流体や信号解析に関わる各種ソフトウェアの開発やサポートを専門としており、1)平成15年度以降、延焼シミュレーションモデル単体の改良やシステム化について建築研究所からの発注業務を継続的に受注し、延焼シミュレーションモデル単体の全体構成、サブモデルの物理的根拠のほか、背景や目的についても詳細に熟知している。2)平成16年度以降、延焼シミュレーションモデルの震災総合シミュレーションシステムへの組み込み業務を継続的に受注し、高度で特殊な知識、経験を生かし、高い専門性によりシステムの統合化を実施し、特殊なインターフェースを詳細に熟知している。本業務の実施にあたっては、1)延焼シミュレーションモデルの全体構成、サブモデルの物理的根拠を熟知していること、2)震災総合シミュレーションシステムのインターフェースを熟知していること、が必要不可欠であり、株式会社CAEソリューションズはこれらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		

38	JFEテクノリサーチ(株) 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1-1	外付け制振補強したRC架構の接合部試験体及び加力治具の製作	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月30日	4,699,800	随意契約	本業務は、建築研究所が実施している「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」の鋼材ダンパーを用いた高性能な耐震改修技術と評価法の開発(鋼構造分科会)における研究の一環として実施するものである。本業務は、既存RC造建物の耐震補強として、施工の容易性を考慮して、建物の外側から鋼材ダンパーを取付けることが可能で、かつ高性能な耐震補強となる方法の設計法を検討するための構造実験用の試験体の製作と加力治具の製作である。試験体の対象は、鋼材ダンパーとしては軽量の二重鋼管プレースを、接合部としてはPC鋼棒で圧着する接合方法および接着系あと施工アンカーで接合する方法を選定した。本試験体の製作にあたっては、接合部の詳細設計及び接合部強度と梁のねじれ耐力の設定が極めて重要である。特にPC鋼棒圧着タイプの接合部については、接合部の定着板と梁の間のグラウトの強度や厚さ、PC鋼棒の導入軸力の設定、梁の表面処理の方法等に熟知している必要がある。また、試験体製作においてはダンパー部材の耐力、接合部耐力、梁のねじれ耐力の設定が重要であるため、ダンパーとして用いる二重鋼管プレースの構造性能にも熟知していることが不可欠である。このPC鋼棒圧着タイプの接合方法については、JFEスチール株式会社と東京理科大学がこの接合方法に関する特許を共同で出願(特願2004-113858号)しているところであり、この部分の設計や施工方法については、この形式を用いた接合方法の特許を申請した業者がその詳細情報を有している。JFEテクノリサーチ株式会社は、JFEスチール株式会社の子会社であり、上記の特許申請の際にも、その試験体製作や実験を担当している。また、ダンパーとして用いる二重鋼管プレースについても、これまでに多くの構造実験を実施し、その設計方法やエネルギー吸収性能に関する情報に熟知している。したがって、本試験体の製作にあたっては、PC鋼棒圧着タイプの接合部分の設計、施工情報を有するとともにダンパーとして用いる二重鋼管プレースの構造性能にも熟知し、これまでに、PC鋼棒圧着タイプの接合方法の特許を出願した際に試験体の製作を行ったことがあるJFEテクノリサーチ株式会社が本業務を遂行できる唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		
39	太平洋セメント(株) 東京都中央区明石町8-1	充填部に超高強度鋼繊維セメント材料を用いた接合部の試験体製作及び廃棄	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年10月23日	5,040,000	随意契約	本業務は、建築研究所が実施している「耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発」の一環として、既存RC造住宅への取付が容易で、かつ高性能な、耐震補強手法の開発を目的としている超高強度鋼繊維セメント材料(以下「本材料」という。)を用いた新たな構法の開発を行うための構造実験用試験体の製作及び廃棄を行うものである。本装置の製作を遂行するにあたっては、製作する接合部要素試験体を用いる本材料のねりませ等の製造から品質管理まで練り混ぜ後のフレッシュや材料硬化後の歪みなどの特性を熟知し、本材料を使用して構造部材の作成や品質管理などの経験を有していることが必要不可欠である。株式会社太平洋セメントは、昨年度も構造研究グループのプロジェクト「既存建築物の有効利用に関する研究開発・次世代に対応した室内空間拡大技術の開発」において、本材料の練り混ぜ後のフレッシュや材料硬化後の歪みなどの十分な品質を保持するとともに、上記業務の共同研究を実施している実績を有しており、さらに本材料を用いた構法に関する特許を建築研究所・太平洋セメント・堀江建築工学研究所で共同して出願(特願2005-32707)している。また、そのように情報管理が重要になるため試験体の廃棄についても慎重に行うことが必要となる。本装置の製作にあたっては本材料の製造から品質管理の特性を詳細に熟知し、本材料を使用した十分な経験を有するとともに、本材料を用いた特許を有している太平洋セメント株式会社が本業務を遂行できる唯一の業者である。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		
40	筑波学園ガス(株) 茨城県つくば市金田1917	ガス料	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	2,873,152	随意契約	当該地域で唯一の一般ガス事業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
41	(株)つくば電気通信 茨城県土浦市並木4-4-46	平成18年度契約関係支援業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	2,326,291	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)		
42	(株)つくば電気通信 茨城県土浦市並木4-4-46	平成18年度企画調査課企画補助業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	7,650,202	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)		
43	(株)つくば電気通信 茨城県土浦市並木4-4-46	平成18年度グループ内事務補助業務及びグループ長秘書業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	4,244,167	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)		
44	(株)つくば電気通信 茨城県土浦市並木4-4-46	平成18年度非常勤職員雇用関係業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	2,622,043	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)		
45	(株)つくば電気通信 茨城県土浦市並木4-4-46	平成18年度耐震構造研究支援業務(単価契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	3,752,276	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)		

46	(株)ディケイエイチ 東京都板橋区成増1-27-2	高速1394カメラシステム 購入	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月27日	1,604,400	随意 契約	旧規程(限度額引き下げ前)適用期間契約のため(会計規程第56条第4項 第4号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (規程改定後から実施済み)		
47	テスコ(株) 東京都 荒川区西日暮里5-4-6	地盤内応力条件再現装置 保守点検	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月22日	2,593,500	随意 契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、テスコ(株)が設計・製作を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
48	テンスタッフ(株) 東京都 渋谷区代々木2-1-1	平成18年度住宅・都市研 究調査補助等業務(単価契 約)	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	3,605,280	随意 契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けること により、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (20年度から実施)		
49	東亜工業(株) 東京都 葛飾区東四つ木1-2-1	多点圧力測定装置メンテ ナンス及び修理	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成19年1月26日	1,585,500	随意 契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、東亜工業(株)が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
50	東京官署普及(株) 東京都千代田区神田 錦町1-2	官報掲載	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年8月2日	1,525,716	随意 契約	独立行政法人は、通則法第38条第4項の規定に基づき、財務諸表が主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく官報に公告することとなっている。官報 広告等掲載の申し込みにあたっては、独立行政法人国立印刷局官報公告の正 規取扱店である官報販売所へ行うため。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの		6
51	(株)東洋精機製作所 東京都北区滝野川5-15-4	防火材料試験装置一式保 守	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月27日	1,659,000	随意 契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)東洋精機製作所が設 計・製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
52	東和耐火工業(株) 東京都中央区新川2-2-1	耐火火加熱試験装置保守 点検業務	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月25日	3,727,500	随意 契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、東和耐火工業(株)が設計・ 製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)		
53	(株)中田工務店 兵 庫県神戸市西区伊川 谷町有瀬1468-1	振動台実験に用いられる 木造住宅の壁体再現試験 体作成及び運搬業務	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月4日	2,693,268	随意 契約	本業務は、Eーディフェンス震動台実験に用いられるために現在製作され ている新築木造住宅の構面の一部を抽出した試験体を同一の仕様で新たに作 成するものであり、後の静的加力試験によって得られた結果はパラメータと して破壊シミュレーションに用いられる。本業務の遂行にあたっては、震 動台実験に用いられる木造住宅試験体と構面試験体との仕様・施工方法を同 一にする必要があり、木造住宅試験体の材料、詳細仕様、施工方法、養生条 件等を熟知して業務を実施することが不可欠である。株式会社中田工務店 は、大大特(大都市大震災軽減化特別)プロジェクトの一環として、防災科 学技術研究所から木造住宅試験体の製作業務を外注されて、現在、工事を開 始している業者である。本業務の実施にあたっては、木造住宅試験体の仕 様を精度良く再現する必要がある。そのためには構面試験体の材料の選定、 土壁の土の採取場所・養生条件、試験体の養生場所・期間等を木造住宅試験 体と同一にし、木造住宅試験体の施工を経験した同じ技師の監督のもとに、 同一条件で試験体作成を行う必要があり、株式会社中田工務店はこれらの要 件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		
54	日本郵政公社 東京都 千代田区霞が関1-3-2	後納郵便料	独立行政法人建築研究所 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	4,061,760	随意 契約	信書は日本郵政公社のみしか配達できないため。	その他	随意契約によらざるをえないもの		9

55	(株)八洋コンサルタン 東京港区六本木3-16-26	再生骨材コンクリートの 調合設計に係わる試験お よび作業補助	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月8日	3,990,000	随意 契約	<p>本業務は、骨太課題「川砂・川砂利を原骨材とする構造用再生粗骨材の品質管理ならびにそれら再生粗骨材を使用したコンクリートの調合と品質・評価に関する研究」(H16~H18)における小課題「再生粗骨材を使用したコンクリート(以下、再生骨材コンクリート)の調合設計」を遂行するために必要な、再生骨材を含めた各種骨材の組合せおよび水セメント比や単位水量等の各種調合要因・水準が再生骨材コンクリートのフレッシュ性状、硬化性状、耐久性状に及ぼす影響を確認するための実験の作業補助および試験の実施をするものである。本業務の遂行に当たっては、平成16年度の「建築構造用再生骨材を使用したコンクリートの品質に関する実験」、平成17年度の「建築構造用再生骨材クラスMを使用したコンクリートの品質に関する実験」および平成18年度の「再生骨材コンクリートの調合要因および水準確認等のための試験および作業補助」で使用した骨材(再生骨材はH~Lクラス、比較用普通骨材は砕石系と川砂利系)と同じ骨材を使用して再生骨材コンクリートを作製し、骨材組合せおよび単位水量や水セメント比などの各種調合要因・水準が再生骨材コンクリートのフレッシュ性状、硬化性状、耐久性状に及ぼす影響と、上記過去2カ年に実施した再生骨材コンクリートの基本物性と耐久性に関する実験結果とを相対比較・検討すると共に、本年度実施した骨材組合せ毎の水セメント比、単位水量および粗骨材かさ容積の最適調合結果を基にコンクリートの混練を行わなければならない。その上で、本骨太課題の研究結果の信頼性を保持するためには、本骨太課題で実施した過去の実験と同じに骨材の物性(表乾状態)を調整すること、フレッシュ時の空気量の試験精度を同一とすること、凍結融解試験の試験条件を同一とすること、などが必要不可欠である。㈱八洋コンサルタンは、平成16年度、平成17年度および平成18年度の上記実験業務を実施した業者である。骨材の密度および吸水率の試験方法は、JIS(JIS A 1109, JIS A 1110)に定められているが、これらの試験方法も含め、一般にJIS試験は試験器具等を準備し、試験手順を理解すれば誰でも実施可能な方法として定められている。そのため、試験を実施する者の技術は定めておらず、上記試験方法の場合は2回の測定結果の差の許容量を定めているだけで、測定者間の差やそれによる精度確保については明記されていない。しかし、上記試験の基本となる表乾状態の判定は測定者の目視によるため、測定者が異なると表乾状態の密度や吸水率が異なり、製造したコンクリートの各種物性が異なる。特に、再生骨材は表面に多量の多孔質分を持つため、普通骨材よりもさらに表乾状態の判定基準が測定者間で異なり、目標スランプや空気量を得るためのコンクリートの調合計算に大きな支障をきたす。よって、過去2カ年の実験結果と本年度実施の実験結果をもとに、本研究課題の成果の一つである再生骨材コンクリートの調合設計ガイドラインの信頼性を高め、かつコンクリート工学としての研究・試験精度を保持するためには、コンクリート工学に関する一定の知識を有し、関連の試験・測定に精通した技術者(日本コンクリート工学協会認定のコンクリート技士や同主任技士など)であるとともに、過去2カ年の実験業務で指揮、作業を行った同一の技術者が上記試験等を行う必要がある。フレッシュ時の空気量の試験も骨材の試験と同様に、上記研究成果の信頼性と研究・試験精度を保持するためには、コンクリート工学に関する一定の知識を有し、かつ関連の試験・測定に精通した技術者が行う必要がある。さらに、試験の基本となる試料容器へのコンクリート試料の詰め方や量が測定者で異なるため、測定者によって同一試料を用いても測定結果が大きく異なる。よって、コンクリートの物性に関する実験・研究では骨材の物性試験、調整管理およびフレッシュ時の試験は一環して同じ測定者が実施しており、コンクリート材料工学における相対比較の実験・研究の精度を確保する上で必要不可欠な事項である。一方、凍結融解試験はJIS A 1148において、凍結速度と融解速度が合計で3~4時間、融解時間は合計時間の25%以上と定められており、試験精度に変動を持たせている。しかし、過去の実験研究から、凍結速度と融解速度の変動を抑えることが重要であるが、試験装置が異なるとこれらを同一に制御することが極めて困難である。よって、過去2カ年の実験結果を含めた試験体間の相対比較を行うためには凍結融解試験の試験精度の保持が必要不可欠であり、そのためには凍結融解試験を同一の試験装置を用いて実施することが重要である。特に、本研究課題では低品質の骨材(Mクラス以下の再生骨材)を使用したコンクリートを対象としており、これらコンクリートはJASS5(日本建築学会標準仕様書・鉄筋コンクリート工事・同解説)等に記される耐久性判定基準(相対動弾性係数)のボーダーライン上に位置するものも多く、試験精度の確保がより以上に求められる。本骨太課題は本年度最終年度であり、取り纏めに当たってはこれまでに実施した実験結果との相対比較が極めて重要である。そのため、これまでの実験で使用した骨材物性や試験精度と、本業務における骨材物性や試験精度とを一致させるためには、これまでの実験業務で指揮、作業を行った技術者のもとに骨材調整作業やフレッシュ時の物性試験を行い、かつ同じ試験装置で試験を行う必要があり、㈱八洋コンサルタンはこれらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)	
56	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3 -19-2	電話料	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	2,160,053	随意 契約	N T Tは災害時優先回線を所有しているため、優先回線を確保するため。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8
57	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3 -19-2	回線使用料	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年4月1日	2,021,831	随意 契約	各地にある観測機器からのデータを収集するためのネットワーク回線を確保するため。(会計規程第56条第4項第1号)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8

58	(株)フジスタッフつくば支店 茨城県つくば市竹園1-6-1	平成18年度地域住宅計画webサーバ作成・管理業務(単備契約)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	5,467,980	随意契約	業務に習熟した派遣労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受けることにより、業務の効率化を図るため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(20年度から実施)		
59	(株)富士通アドバンスソリューションズ 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4	建築物の地震被害推定支援WEBシステムの更新	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年11月17日	1,260,000	随意契約	本業務は、建築研究所のIISEEホームページ上の「建築物の地震被害推定支援WEBシステムの更新作業」として、蓄積された震源データ、データ処理手法、データ処理結果に関する各種情報をデータベース化し、そのデータベースの内容をブラウザから参照、更新するシステムを開発・更新するものである。本業務の遂行にあたっては、建築研究所が保有している「データベース(世界の被害地震の表)移植作業」のカタログを使用して大規模・複合Webシステムを構築すること、セキュリティ対策のためのオペレーティングシステムLinux、プログラム言語PerlまたはPHP、図化処理ソフトウェアGMT、データベース管理システムPostgreSQL、WWWサーバApacheおよびセキュリティ(以下「オペレーティングシステムLinux等」)に精通し、高度なセキュリティ業務を遂行できる知識を有していること、建築研究所が保有している「建築物の地震被害推定支援WEBシステム」で用いられているGMTによる図の自動生成等の高度な技術内容を熟知していることが必要不可欠である。富士通アドバンスソリューションズは、(独)建築研究所発注の「データベース(世界の被害地震の表)移植作業」業務を実施し、カタログを使用しての大規模・複合Webシステムの構築に高い技術力を持っており、また、(独)建築研究所発注におけるセキュリティ対策のための「地震防災情報管理システム更新」の業務を実施し、オペレーティングシステムLinux等における高度なセキュリティ業務に関しても精通し、高い技術力と広範な知識を有するとともに豊富な実績を有している。また、平成17年度に建築研究所が発注した「建築物の地震被害推定支援WEBシステムの構築」を行った業者でもあり、建築物の地震被害推定支援WEBシステムについて詳細に熟知している。本業務の実施では、データベース(世界の被害地震の表)のカタログを使用して大規模・複合Webシステムを構築すること、セキュリティ対策のためのオペレーティングシステムLinux等に精通し、高度なセキュリティ業務を遂行できる高い技術と知識を有していること、「建築物の地震被害推定支援WEBシステム」を更新できる高い技術力を持つことが必要で、富士通アドバンスソリューションズはこれらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		
60	(株)富士通アドバンスソリューションズ 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4	地震カタログデータベース及びウェブインターフェースの改定	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月13日	1,587,600	随意契約	本業務は、所内研究開発課題「世界の大地震不均質断層モデルの構築及びカタログ作成に関する研究開発」で構築する地震カタログのデータベースとウェブインターフェースを改定し、工学的基盤における地震動の計算・表示インターフェースを追加するものである。本業務の遂行にあたっては、本研究課題の地震カタログのデータベースの内容・構造及びウェブインターフェースプログラム、国際地震工学センターが公開している「世界の地震被害の表」の内容・構造及びウェブインターフェースプログラム、国際地震工学センターが所有している地震被害推定支援データベースの内容・構造、それぞれの詳細を把握・理解し、オペレーティングシステムLinux、PostgreSQLによるデータベース作成、スクリプト言語によるデータ抽出・処理及びHTMLファイルの作成、GMT(Generic Mapping Tools)による図化処理、震源データの定義・表示方法に関する高度な知識をもって、上記3つのデータベース及びインターフェースプログラムを連携させ、仕様書に記載された地震カタログのデータベースとウェブインターフェースの改定を実施できる高い技術力をもっていることが必要不可欠である。株式会社富士通アドバンスソリューションズは、これまでに業務「データベース(世界の被害地震の表)移植作業」、「建築物の地震被害推定支援WEBシステムの構築」、「地震カタログデータベース構築及びWEBインターフェース作成」を実施し、本業務で扱うデータベース、ウェブインターフェースプログラムに精通していると共に、データベース構築とウェブインターフェース開発に関して業務実施に必要な高い技術力を持っている。本業務の実施にあたっては、上述の3つのデータベース・ウェブインターフェースプログラムの内容・構造の詳細を把握・理解し、データベース・ウェブインターフェース開発及び震源データに関する高度の知識をもってこれらを連携させ、仕様書に記載されたデータベースとウェブインターフェースの改定を行える高い技術力をもっていることが必要で、株式会社富士通アドバンスソリューションズはこれらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		

61	(株)富士通アドバンスソリューションズ 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-2-4	e-learningシステムの導入および設置・動作確認作業	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年3月1日	4,342,485	随意契約	本業務は、建築研究所が実施する研究課題「途上国における建築・都市の地震災害軽減のための国際技術協力ネットワークの構築」の実施に必要なe-learningシステムに関して、サーバ環境、クライアント環境、コンテンツ作成環境の構築を含むシステムの導入および設置・動作確認作業を行うものである。市販のe-learningシステムのうち、仕様に含まれる情報共有と動画表示機能を満足するe-learningシステムは、株式会社富士通製の「Ub! Point V3.1」のみであることから、本業務の遂行に当たっては、「Ub! Point V3.1」の導入および設置・動作確認作業の実績がなければならない。また、e-learningシステムは、国際地震工学センターの地震防災情報ネットワークIISEE-netの拡張機能として構築するため、ユーザー登録機能を共通の仕様にするなどIISEE-net側の修正も必要になることから、IISEE-netに精通していないとできない。株式会社富士通アドバンスソリューションズは、「Ub! Point V3.1」の導入および設置・動作確認作業の実績があり、英語版へのカスタマイズを行うことができる。また、建築研究所発注の「建築物の地震被害推定支援WEBシステムの構築」など多くの業務を実施しており、地震防災情報ネットワークIISEE-netに関する知識、情報を有し、本要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)
62	宝永電機(株) 東京都千代田区鍛冶町2-2-2	ガス分析計点検整備	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月25日	2,060,100	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。宝永電機(株)は、この装置を製造した富士電機システムズ(株)の代理店であり、建築研究所が構成・機能を提示し、装置を設置したものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
63	マイウエイ技研(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜1-14-15	DC/DCコンバータ製作	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年8月22日	3,069,990	随意契約	本業務は、太陽光発電装置による発電電力を電気二重層キャパシタ(パワーシステム社製)へ充電する際に必要となる電力変換装置(DC/DCコンバータ)を製作するものである。本装置の製作を遂行するにあたっては、本研究開発が住宅用自立型エネルギーシステムの提案に向けての電力供給源の一つとして一般世帯用の標準である約3kWの発電能力を有する太陽光発電装置を導入することとしているため、数kWクラスの電力変換装置の開発能力を有していること、余剰電力の有効活用のための蓄電装置(電気二重層キャパシタ)を最重要な技術要素と想定しているため、太陽電池の発電電力を電気二重層キャパシタへ効率よく充電する際の電気二重層キャパシタへの充電制御およびDC/DCコンバータにおける定電圧制御・定電流制御・MPPT制御(Maximum Peak Power Tracker)について深い知見を有すること、実用規模で太陽電池とキャパシタを組み合わせた例は未だないことから、特に、この両者の特性を熟知し、経験を有していることが必要不可欠である。マイウエイ技研株式会社は、オムロン株式会社向けの数kW規模のキャパシタ(パワーシステム社製)用電力変換装置製作の実績を有し、太陽光発電、風力発電、燃料電池発電など新エネルギー分野における各種制御装置等の研究開発と、モータ制御、電源装置、電力変換装置など省エネ機器の研究開発を主要な業務とし、数々の開発実績を有している。また、太陽電池のMPPT制御に関する特許「光発電システム」(特許公開平11-103538)を出願中である。さらに、小規模ではあるが、太陽電池の電力をキャパシタに蓄電するためのコンバータを開発した実績を有する業者である。本装置の製作を実施するにあたっては、電力変換装置の開発能力を有するとともに、電気二重層キャパシタへの充電制御やキャパシタの特性を熟知し、太陽電池の電力制御に関する経験を有する必要がある。マイウエイ技研株式会社は、これらの要件を満たすとともに、同社が出願中の特許「光発電システム」が本装置の製作に不可欠な技術であることから、本件を実施できる唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)
64	松下テクノトレーディング(株) 東京都渋谷区代々木4-33-10	マルチガスモニター外1件保守点検	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月27日	1,277,850	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。松下テクノトレーディング(株)は、この装置の代理店として輸入、メンテナンスの行える国内唯一の業者であり、ハードウェア及びソフトウェアを熟知している業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
65	(株)松見科学計測 東京都千代田区岩本町2-7-11	1000トン試験機保守・点検	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月25日	2,299,500	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)島津製作所が設計・製造を行ったものである。(株)松見科学計測は(株)島津製作所の販売代理店であり、保守業務についても、(株)島津製作所より委託されているため、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
66	丸善(株)筑波営業部 茨城県つくば市天久保3-9-1	平成18年度外国雑誌購入(1)	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年4月1日	4,607,909	随意契約	過去における納入に対して優良な実績を有しているとともに、他の業者に比べ安価に購入できるため。(会計規程第56条第4項第3号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(19年度から実施済み)

67	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田 錦町2-3	市街地形態が気温分布に 及ぼす影響に関する数値 解析業務	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月25日	3,045,000	随意 契約	<p>本業務は、環境省環境保全費「市街地形態が熱環境に及ぼす影響の定量的評価に関する研究」の一環として運営費交付金課題において昨年度実施した「平成17年度都市気温等の大規模数値解析プログラムの拡張業務」で開発したプログラム(k-εモデルkappa3D)を基本とする)を機能拡張して市街地の気温分布に関するケーススタディを実施することを目的とする。本業務の遂行にあたっては、基本とするプログラムを使用してスーパーコンピュータ地球シミュレータで動作させ、大規模な都市域の風、気温等の数値解析を実施するものであり、高架道路等の中空の構造体による日陰の表面温度の低下等を見積もり、樹木の日射遮断を考慮した長波長・短波放射モデル、蒸発散モデル、風抗力モデルを連成したプログラム組み込みを行うための高度な技術力と、メッシュ毎に顕熱潜熱の熱収支構造を出力するための流体力学、気象学、建築学などの専門知識が必要不可欠である。みずほ情報総研株式会社は、民間企業委託「3次元ネスティングプログラムの開発」において都市レベルでの風速場シミュレーション結果と構造物周りの風速場シミュレーションプログラムを結合するシステムの開発を行うとともに、平成17年度「都市気温等の大規模数値解析プログラムの拡張業務」においてスーパーコンピュータ地球シミュレータを活用して都市域の風、気温の大規模な数値解析を実施した実績があり、流体力学、気象学、建築学などの幅広い専門知識を有している。また、国立環境研究所発注の「地域気象モデルRAMSの改良作業」、「地域気象・物質輸送モデルの開発」及び「全球・領域気候モデルの同時実行機能の作成」では、全球気候モデルと領域気候モデルのネスティングプログラムの開発及びスーパーコンピュータを用いた数値解析を行うなど都市気象の数値解析のプログラム関係と大規模計算に関する実績がある。また、今回の基本とするk-εモデル(kappa3D)のプログラムの著作権は上記業者にある。本業務の実施にあたっては、基本となるプログラムを使用してスーパーコンピュータ地球シミュレーションで動作させ、大規模な都市地域の風、気温等の数値解析を実施するものであり、流体力学、気象学、建築学などの幅広い専門知識を有するとともに、プログラム作成に係る高度な技術力を有する必要がある。また、使用するプログラムの著作権はみずほ情報総研株式会社にあることから、本業務を実施できる唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)	
68	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田 錦町2-3	ヒートアイランド解析処 理システム構築業務	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成18年12月25日	10,185,000	随意 契約	<p>本業務は、運営交付金(「ヒートアイランド緩和に資する都市形態の評価手法の開発」)の一環として、昨年度実施した「平成17年度都市気温等の大規模数値解析プログラムの拡張業務」で機能拡張したプログラム(k-εモデルkappa3D)を基本とする)を、ワークステーションへ移設し可視処理ソフト等もインストール、統合することにより、ヒートアイランド解析処理システムを構築してケーススタディを実施するものである。本業務の遂行にあたっては、平成17年度「都市気温等の大規模数値解析プログラムの最適化業務」において使用した解析プログラムを用いて、ワークステーションの計算環境に適合するような適切な処置を施し、特に計算環境に適合した行列ソルバー部分等の措置を行うことからプログラム作成に関する高度な技術力及び、ヒートアイランド解析処理システムを使用して土地利用・植生や建物方位、日当たりに応じて表面温度及び表面湿度を割り当て標準となるケースの解析を実施し地球シミュレータ解析との照合を行うために流体力学、気象学、建築学等の専門知識が必要不可欠である。みずほ情報総研株式会社は、国立環境研究所発注の「地域気象モデルRAMSの改良作業」、「地域気象・物質輸送モデルの開発」及び「全球・領域気候モデルの同時実行機能の作成」では、全球気候モデルと領域気候モデルのネスティングプログラムの開発及びスーパーコンピュータを用いた数値解析を行うとともに、平成17年度「都市気温等の大規模数値解析プログラムの拡張業務」においてスーパーコンピュータ地球シミュレータを活用して都市域の風、気温の大規模な数値解析を実施した実績があり、流体力学、気象学、建築学などの幅広い専門知識を有している。それに加えて、スーパーコンピュータ地球シミュレータのオペレーション環境を継続的に運用して、プログラムをワークステーションの計算環境に適合するように適切な処置を施し、特に、ワークステーション版では計算環境に適合した行列ソルバー部分等の措置を行い、有効体積率や境界条件などの入力メッシュデータ作成プログラムについてワークステーションの動作確認を行うことが出来、プログラム作成に関する高度な技術力を保有している。また、上記業者は、今回基本とするk-εモデル(kappa3D)の著作権をもつ法人である。本業務の実施にあたっては、一時プログラムを作成するに当たっての流体力学、気象学、建築学などの幅広い専門知識とプログラム作成に関する高度な技術力が必要である。また、使用するプログラムを有している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)	
69	三菱重工業(株) 東 京都港区港南2-1 6-5	実大構造物実験機加力実 験システム点検整備業務	独立行政法人建築研究 所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1 番地	平成19年2月15日	15,540,000	随意 契約	<p>装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、三菱重工業(株)が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に関し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)</p>	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)	

70	三菱重工(株) 東京都港区港南2-16-5	強度試験棟中型振動台点検業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年2月19日	3,003,000	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が開発した各種実験手法および実験安全性確保機能を提示し、三菱重工(株)が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に關し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
71	(株)山内設計室 東京都港区虎ノ門2-7-14	住宅用換気システム性能評価のためのプログラムの改良および計算業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年2月19日	2,478,000	随意契約	独立行政法人建築研究所では、揮発性有機化合物対策用高感度検出器を組み込んだ換気システムの提案とその性能評価を実施している。本業務では、提案する換気システムを住宅に導入した場合の換気性能、汚染物質濃度および空調負荷を計算すること、そのために必要なプログラムの改良を行うことを目的とする。本業務の遂行に当たっては独立行政法人建築研究所が所有する建物の換気回路網計算プログラムVentsimに多種の汚染物質を想定した濃度計算や新鮮外気導入量を表す指標(SRF)計算機能を追加し、計算を行う必要がある。また、そこで得られた出力結果を、動的熱負荷計算プログラムSMASHに受け渡し、時々刻々と変動する風向・風速の変化による換気性状の変化を熱負荷計算に反映できるように改良する必要がある。株式会社山内設計室は、シミュレーションによる室内環境の解析・評価を業務としており、VentsimおよびSMASHのプログラム化を行った開発者である。そのため上記プログラムの改良や機能追加が行える唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)
72	山田建物(株) 茨城県つくば市小田3289-1	腰壁付き短柱フレーム試験体製作	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月26日	4,410,000	随意契約	本業務は、防災科学技術研究所からの受託業務である大規模大震災軽減化特別プロジェクト「腰壁付柱のサブストラクチャー・スードダイナミック加力実験」の一環として、腰壁付き短柱フレームの脆性破壊と周辺部材への応力再配分の性状把握実験を目的とした試験体の製作、試験装置の据え付けを行うものである。本業務の遂行に当たっては、平成17年度の「非構造壁の地震時損傷モニタリング用試験体製作」で製作された試験体(以下、平成17年度試験体とよぶ)と実験結果と比較・検討を可能にするために、平成17年度試験体と同じ条件で「腰壁付き短柱フレーム試験体」を製造・施工することが必要不可欠である。山田建物株式会社は、平成17年度試験体を製造・施工している業者である。本業務の実施に当たっては、平成17年度試験体と「腰壁付き短柱フレーム試験体」とは、試験体の構造特性を同一にしなければならない、そのためには、平成17年度試験体と材料特性や施工精度を一致させるために、前回の施工を経験した同じ技師の監督のもと、同一条件で材料加工及び試験体の製造施工を行う必要があり、山田建物株式会社はこれらの要件を満たす唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)
73	リオン(株) 東京都国分寺市東元町3-20-41	建築音響実験棟の測定解析装置保守点検	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成18年12月26日	1,230,390	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置はリオン(株)が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に關し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
74	(株)理研商会東京営業所 東京都港区港南4-2-29	部材高温性能判定装置外1件保守点検業務	独立行政法人建築研究所理事長山内泰之 茨城県つくば市立原1番地	平成19年1月11日	1,338,750	随意契約	装置の機能維持をさせるための保守点検に関して、この装置のハードウェア及びソフトウェアを熟知していることが必要である。 この装置は建築研究所が構成・機能を提示し、(株)理研商会が設計・製造を行ったものであり、保守・点検に關し必要なハードウェア及びソフトウェアを熟知している唯一の業者であるため。(会計規程第56条第4項第1号)	見直の余地あり	公募を実施(20年度契約から)
合計					239,739,144				

0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直の結果は、「問題あり」、「見直の余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類 型 区 分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫		
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
ロ 当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)		5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等		6
ニ その他		
(イ)防衛装備品であつて、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであつて料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。